

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十二年広島県選挙管理委員会告示第八号（病院の院長が不在者投票管理者となる病院）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第一百八十四条、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百一十一号）第十三条の規定において準用し、又はその例によるとされている公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設は、次のとおりとする。

公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第四項第二号の規定に基づいて指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設